

単価合意のフロー



※1 (1-2)と(2-1)の間において、発注者は受領した入札金額内訳書について、構成及び内訳内容等を確認し、修正が必要な事項等を整理する。

※2 (3-1)～(3-5)は各詳細設計完了後速やかに工事数量総括表を変更して行う。
(総価契約の金額を変更しない設計変更を行い、単価協議を実施する。)

※3 「2 事業契約の締結(令和7年12月)～事業開始(令和8年4月)」における請負代金額の変更及び請負代金内訳書に基づく単価に係る協議は、以下を目的とする。
①事業者選定期間中(令和6年2月1日～令和7年12月1日)の賃金・物価変動を請負代金に反映すること
②詳細設計完了後の請負代金内訳書に基づく単価合意を円滑に行うこと

※4 総価契約単価合意方式については、「総価契約単価合意方式実施要領」、「総価契約単価合意方式実施要領の解説」(国土交通省近畿地方整備局)を参考にする。
https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/index.html